

鳥取県産後ケア利用に係る契約違約金又はキャンセル料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県産後ケア利用に係る契約違約金又はキャンセル料補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」の別紙「母子保健医療対策総合支援事業実施要綱」に基づき、市町村が実施する産後ケア事業の利用者が、産後ケアの利用をキャンセルした場合に生じる契約違約金又はキャンセル料の一部を支援することで、当該利用者の経済的負担軽減及び躊躇うことなく産後ケアを利用できるよう支援を行うことを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、別表の第2欄に定める交付額の算定方法により算定して得た額（仕入れ控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税額を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）以下とする。
 - 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、家庭支援課長が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費を基に、別表の第2欄に定める交付額の算定方法により算定して得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して40日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
 - 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

- 第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第3欄に定めるもの以外の変更とする。
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに

行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から起算して30日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
 - 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（雑則）

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月24日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第3条、第6条関係）

区 分	1 補助対象事業の内容	2 交付額の算定方法	3 重要な変更
契約違約金又はキャンセル料	利用者が産後ケアの利用をキャンセルした場合に生じる契約違約金又はキャンセル料（以下「キャンセル料」という。）を市町村が利用者に代わり負担する場合を対象とする。	利用者が産後ケアの利用をキャンセルした場合に市町村が利用者に代わり負担したキャンセル料等の額（利用者から自己負担を徴収した場合は、その額を控除した額）の2割の額	(1)本補助金の増額変更 (2)事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更

様式第1号(第4条関係、第7条関係)

__年度鳥取県産後ケア利用に係る契約違約金又はキャンセル料補助金事業計画(報告)書 内訳総括表

市町村名: _____

1 契約違約金又はキャンセル料

(単位:円、日)

区分	1件/日当たりの 契約違約金又は キャンセル料 A	産後ケア利用者 自己負担額 B	算定基準額 A-B=C	延べ件数 D	県補助額 C×D×0.2	備考
宿泊型						
デイサービス型						
アウトリーチ型						
		計				

契約違約金又はキャンセル料における補助額計(単位:円)

円(イ)

様

職 氏 名 印

年度鳥取県産後ケア利用に係る契約違約金又はキャンセル料補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった 年度鳥取県産後ケア利用に係る契約違約金又はキャンセル料補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県産後ケア利用に係る契約違約金又はキャンセル料補助金交付要綱（令和7年12月24日付第202500234312号こども家庭庁部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第2号(第4条、第7条関係)

年度鳥取県産後ケア利用に係る契約違約金又はキャンセル料補助金収支予算(決算)書

市町村名 _____

1 収入の部

(単位:円)

区分	本年度予算額	前年度予算額 (本年度決算額)	比較増減	備考
県補助金				
国庫補助金				
自己財源				
その他の収入				
合計				

2 支出の部

(単位:円)

区分	本年度予算額	前年度予算額 (本年度決算額)	比較増減	備考
合計				

様式第4号（第7条関係）

第 年 月 日 号

年度鳥取県産後ケア利用料無償化事業仕入控除税額確定報告書

様

職 氏 名 印

年 月 日付第 号で交付の決定（又は変更決定）された補助金について、鳥取県産後ケア利用に係る契約違約金又はキャンセル料補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 交付金の確定額	金	円
2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円